

調査計画

1 調査の名称 (□特定一般統計調査 ■その他の一般統計調査)

民間企業の勤務条件制度等調査

2 調査の目的

- (1) 民間企業における労働条件、休業・休暇、福利厚生、退職管理及び業務・災害に対する法定外給付等の実態を把握し、国家公務員の勤務条件の検討のための基礎資料を得ることを目的とする。
- (2) 上記(1)に加え、令和3年調査においては、内閣総理大臣及び財務大臣からの退職給付調査の実施及び見解の表明について要請がなされたことから、民間企業の退職給付制度等を調査し、本院としての見解を表明するための基礎資料を得ることを目的とする。

3 調査対象の範囲

(1) 地域的範囲 (■全国 □その他)

(2) 属性的範囲 (□個人 □世帯 □事業所 ■企業・法人・団体 □地方公共団体 □その他)

日本標準産業分類の次に掲げる大分類に属する企業のうち、常勤の従業者数50人以上のもの

- A 農業、林業
- B 漁業
- C 鉱業、採石業、砂利採取業
- D 建設業
- E 製造業
- F 電気・ガス・熱供給・水道業
- G 情報通信業
- H 運輸業、郵便業
- I 卸売業、小売業
- J 金融業、保険業
- K 不動産業、物品賃貸業
- L 学術研究、専門・技術サービス業
- M 宿泊業、飲食サービス業
- N 生活関連サービス業、娯楽業
- O 教育、学習支援業
- P 医療、福祉
- Q 複合サービス事業
- R サービス業 (他に分類されないもの) 〈宗教及び外国公務を除く。〉

4 報告を求める個人又は法人その他の団体

(1) 報告者数 約7,600社(母集団:約46,000社)

(2) 報告者の選定方法 (全数 無作為抽出 (全数階層あり) 有意抽出)

民間企業の勤務条件制度等調査対象企業名簿 (職種別民間給与実態調査の母集団名簿である職種別民間給与実態調査対象事業所管理名簿の情報を利用して、企業規模50人以上の企業について、企業名、産業中分類や所在地等を整理したもの。) から、産業及び企業規模別に層化無作為抽出により選定する。

5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項 別紙1のとおり

[集計しない事項の有無] 無 有

(2) 基準となる期日又は期間 毎年10月1日現在

6 報告を求めのために用いる方法

(1) 調査系統 郵送調査及びオンライン調査：人事院－報告者
職員調査：人事院－人事院地方事務局 (所) －報告者

(2) 調査方法

郵送調査 オンライン調査 (政府統計共同利用システム 独自のシステム 電子メール)
調査員調査 その他 (職員調査)

[調査方法の概要]

基本的に郵送自計方式により行う。

ただし、事務総局所在地の東京、地方事務局所在地の道府県庁所在地や地方中核都市のうち、人事院の職員が直接訪問することが可能な企業については、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を徹底した上で、職員が訪問、電話等により回答を求める。

また、調査対象企業がオンラインによる回答を希望する場合には、オンライン調査システムを利用したオンライン調査を行う。同システムを利用できない場合等、調査対象企業が特に希望する場合には、エクセル形式の調査票を用いた電子メールによる調査も可能とする。

7 報告を求める期間

(1) 調査の周期

1回限り 毎月 四半期 1年 2年 3年 5年 不定期 その他 ()

(1年を超える場合又は不定期の場合の直近の実施年： 年)

(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

毎年10月1日～同年11月30日

8 集計事項 別紙2のとおり

9 調査結果の公表の方法及び期日

(1) 公表・非公表の別 (全部公表 一部非公表 全部非公表)

(2) 公表の方法 (■e-Stat □インターネット (e-Stat以外) ■印刷物 □閲覧)

(3) 公表の期日

- ・ 勤務条件制度に関する集計については、調査実施年の翌年9月末予定
- ・ 退職給付制度等に関する集計、企業年金制度に関する集計及び退職給付個人別支給額に関する集計については、令和4年3～4月予定

10 使用する統計基準

■使用する→■日本標準産業分類 □日本標準職業分類 □その他 ()

□使用しない

調査対象の範囲の画定及び集計に当たって、日本標準産業分類の大分類及び中分類によっている。

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

(1) 基本属性、勤務条件制度に関する事項

保存期間 a) 記入済み調査票 3年

b) 調査票の内容を記録した電磁的記録媒体 永年

保存責任者 人事院職員福祉局職員福祉課長

(2) 基本属性 (複写情報)、退職給付制度等、企業年金制度及び退職給付個人別支給額に関する事項

保存期間 a) 記入済み調査票 3年

b) 調査票の内容を記録した電磁的記録媒体 永年

保存責任者 人事院給与局生涯設計課長

報告を求める事項

〈基本属性〉

- ・企業全体の常勤従業員数
- ・主な事業内容

I 勤務条件制度関係

- A 業務災害及び通勤災害に対する法定外給付制度
- B 社宅の状況等

II 退職給付制度等関係

- (1) 事務・技術関係職種の従業員の状況
- (2) 退職給付（退職一時金・企業年金）制度の状況
- (3) 退職一時金制度の状況
- (4) 定年前退職者の退職一時金優遇制度の状況

III 企業年金制度関係

- A 老齢給付金の内容
- B キャッシュ・バランス・プランの状況
- C 厚生年金基金の導入状況

IV 退職給付個人別支給額関係

- A 調査対象者
- B 調査人数
- C 退職給付の支給状況

I 勤務条件制度関係

A 業務災害及び通勤災害に対する法定外給付制度

- | | |
|--------|---|
| 第 1 表 | 給付事由別、法定外給付制度の有無別、企業規模別企業数及び企業数割合 |
| 第 2 表 | 給付事由別、法定外給付制度の有無別、産業別企業数及び企業数割合 |
| 第 3 表 | 給付事由別、決定方法別、企業規模別企業数及び企業数割合（その他、不明を含む） |
| 第 4 表 | 給付事由別、決定方法における扶養親族の考慮の有無別、決定方法における定額・定率別企業数及び企業数割合（その他、不明を除く） |
| 第 5 表 | 給付事由別、企業規模別、給付額の決定方法において一律・定額である企業の平均給付額及び企業数（金額不明企業を除く） |
| 第 6 表 | 給付事由別、企業規模別、給付額の決定方法において扶養親族有無別・定額である企業の、扶養親族が有る場合における平均給付額及び企業数（金額不明企業を除く） |
| 第 7 表 | 給付事由別、産業別、給付額の決定方法において一律・定額である企業の平均給付額及び企業数（金額不明企業を除く） |
| 第 8 表 | 給付事由別、産業別、給付額の決定方法において扶養親族有無別・定額である企業の、扶養親族が有る場合における平均給付額及び企業数（金額不明企業を除く） |
| 第 9 表 | 障害等級別、企業規模別企業数及び企業数割合（給付額の決定方法において一律・定額） |
| 第 10 表 | 障害等級別、企業規模別企業数及び企業数割合（給付額の決定方法において扶養親族有無別・定額で、扶養親族が有る場合） |
| 第 11 表 | 給付事由別、法定外給付制度の有無別、企業規模別従業員数及び従業員数割合 |
| 第 12 表 | 給付事由別、法定外給付制度の有無別、産業別従業員数及び従業員数割合 |
| 第 13 表 | 給付事由別、決定方法別、企業規模別従業員数及び従業員数割合（その他、不明を含む） |
| 第 14 表 | 給付事由別、決定方法における扶養親族の考慮の有無別、決定方法における定額・定率別従業員数及び従業員数割合（その他、不明を除く） |
| 第 15 表 | 給付事由別、企業規模別、給付額の決定方法において一律・定額である企業の平均給付額及び従業員数（金額不明企業を除く） |

- 第 1 6 表 給付事由別、企業規模別、給付額の決定方法において扶養親族有無別・定額である企業の、扶養親族が有る場合における平均給付額及び従業員数（金額不明企業を除く）
- 第 1 7 表 給付事由別、産業別、給付額の決定方法において一律・定額である企業の平均給付額及び従業員数（金額不明企業を除く）
- 第 1 8 表 給付事由別、産業別、給付額の決定方法において扶養親族有無別・定額である企業の、扶養親族が有る場合における平均給付額及び従業員数（金額不明企業を除く）
- 第 1 9 表 障害等級別、企業規模別従業員数及び従業員数割合（給付額の決定方法において一律・定額）
- 第 2 0 表 障害等級別、企業規模別従業員数及び従業員数割合（給付額の決定方法において扶養親族有無別・定額で、扶養親族が有る場合）

B 社宅の状況等

- 第 1 表 転勤の有無別企業数及び企業数割合
- 第 2 表 社宅の有無別、保有形態別、用途別企業数及び企業数割合
- 第 3 表 社宅の有無別、用途別企業数及び企業数割合
- 第 4 表 社宅への入居対象者限定の有無別、入居対象者別企業数及び企業数割合
- 第 5 表 社宅への各種入居継続制限の有無別企業数及び企業数割合
- 第 6 表 社宅の保有形態別、用途別、面積区分別企業数及び平均使用料
- 第 7 表 借上げ社宅の用途別、面積区分別企業数及び平均賃料

II 退職給付制度等関係

(1) 事務・技術関係職種の従業員の状況

- 第 1 表 事務・技術関係職種の従業員の有無別企業数及び企業数割合

(2) 退職給付（退職一時金・企業年金）制度の状況

- 第 2 表 退職給付制度の普及状況別企業数及び企業数割合
- 第 3 表 退職給付制度がない理由別企業数及び企業数割合

(3) 退職一時金制度の状況

- 第 4 表 退職一時金制度の種類及び算定方式別企業数及び企業数割合
- 第 5 表 退職一時金（社内準備）における算定方式別、退職事由別、勤続年数別平均累積支給率

(4) 定年前退職者の退職一時金優遇制度の状況

- 第 6 表 定年前退職者の退職一時金優遇制度の有無別企業数及び企業数割合
- 第 7 表 早期退職優遇制度の退職一時金の割増率別、年齢別企業数及び企業数割合
- 第 8 表 希望退職制度の退職一時金の割増率別、年齢別企業数及び企業数割合

III 企業年金制度関係

A 老齢給付金の内容

- 第 1 表 企業年金制度の種類別企業数及び企業数割合
- 第 2 表 企業年金の種類別、支給開始時期別企業年金数及び企業年金数割合
- 第 3 表 企業年金の種類別、支給期間別企業年金数及び企業年金数割合
- 第 4 表 標準掛金の事業主負担割合別企業年金数及び企業年金数割合
- 第 5 表 企業年金の種類別、選択一時金制度の状況別企業年金数及び企業年金数割合
- 第 6 表 企業年金の種類別、給付利率別企業年金数及び企業年金数割合
- 第 7 表 企業年金の種類別、据置（加給）利率別企業年金数及び企業年金数割合
- 第 8 表 確定拠出年金（企業型）におけるマッチング拠出制度の導入の有無別企業年金数及び企業年金数割合

B キャッシュ・バランス・プランの状況

- 第 9 表 キャッシュ・バランス・プランの採用状況別企業数及び企業数割合
- 第 10 表 キャッシュ・バランス・プランの利率設定状況別企業数及び企業数割合
- 第 11 表 キャッシュ・バランス・プランの利率設定の基準を国債としている場合の国債の種類別、利回りの平均年数別企業数及び企業数割合

C 厚生年金基金の導入状況

- 第 12 表 厚生年金基金制度の導入状況別、残余財産の状況別企業数及び企業数割合

IV 退職給付個人別支給額関係

- 第 1 表 退職事由別、勤続年数別退職者数及び平均退職給付額

標本設計に関する資料

1 標本抽出の具体的な方法

- (1) 企業の抽出は、層化無作為抽出法により抽出する。
- (2) 層化の基準は、日本標準産業分類の産業中分類で区分し、さらに従業員規模（1,000人以上、500人～999人等）で区分する。
- (3) 抽出単位は、「企業」とする。「企業」とは、事業・活動を行う法人（外国の会社を除く。）及び個人経営の事業所をいう。個人経営であって同一の経営者が複数の事業所を経営している場合は、それらはまとめて一つの企業となる。具体的には、会社企業、会社以外の法人及び個人経営で本所と支所を含めた全体をいい、単独事業所の場合は、その事業所だけで企業となる。
- (4) 層ごとの抽出企業数は、信頼度95%、標準誤差6.5%として算出する。

2 母集団推計を行う場合の推計方法

層ごとに回答数を出し、母集団数に応じたウェイトを乗じ、母集団推計を行う。